

減算や特別監査についての注意点

基準違反事項	違反事項詳細
<p style="text-align: center;">人員基準違反</p> <p>事業所の定員や利用者数に応じて適切な人員の配置状況がなされていない状態。</p>	<p>参考例①</p> <p>共同生活援助事業所において管理者の配置が常勤になっていない →管理者は常勤という要件があることから基準違反となる（生活支援員等での勤務時間も含めて）</p>
	<p>参考例②</p> <p>児童発達支援事業所において定員が10名の事業所だが定員を超えて12名の受け入れを行っていたが、基準人員（2名以上）の配置しかされていなかった →10名以下までは2名だがそれ以上の受け入れをする場合には5名までにつき1名の基準人員の追加が必要となる。よってこの場合には3名の基準人員の配置状況が必要となる。</p>
	<p>参考例③</p> <p>参考例②の事案から派生する案件だが、児童指導員等加配加算、専門的支援加算を算定している時、該当加算の人員を基準の人員としまった場合、加算の算定ができなくなる場合がある（別添の勤務体制一覧参照）</p>
	<p>参考例④</p> <p>生活介護事業所において看護職員1人以上の配置が人員基準上必要となっているが、看護職員が配置されずに運営されていた。 →きちんと雇用契約または訪問介護事業所等との業務委託等の契約書を保管すること。また、サービス提供職員欠如減算の考え方としては月単位で人員基準を満たしていないことを減算の要件としているため、事実上月に1度以上の勤務が義務となっているため、月に1度以上は勤務していることがわかるように記録を残すこと。</p>

<p style="text-align: center;">運営基準違反</p> <p>事業所の運営基準（設備基準や業務について） 適切に行われていない状態のこと。</p>	<p>参考例⑤</p> <p>参考例②の事例から派生するもの。定員超過して受け入れる際に、面積基準1人あたり3.3㎡以上の訓練室の広さを確保しなくてはならない。</p> <p>12名の場合</p> <p>3.3㎡×12人=39.6㎡以上の広さを確保しておく必要がある。</p>
	<p>参考例⑥</p> <p>個別支援計画の作成がきちんとされておらず、個別支援計画未作成減算になる場合がある。</p> <p>アセスメント→原案の作成→従業者会議→本計画の作成→利用者（保護者）の同意→モニタリング→原案の作成・・・</p> <p>に戻りこれの継続。</p> <p>計画に変更がない場合においても、計画を作成し利用者（保護者）の同意を得ること。</p>